

第 35 号議案

加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市証人等の費用弁償に関する条例（平成 18 年加東市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号中「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 35 号議案 要旨

加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市証人等の費用弁償に関する条例（平成 18 年加東市条例第 39 号）の規定中、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正により、同法の引用規定に条ずれが生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

農業委員会等に関する法律の改正に伴う条ずれを改めること。（第 1 条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第1項</u>の規定により出頭した者。ただし、直接利害関係のある者は、除く。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第1項</u>の規定により出頭した者。ただし、直接利害関係のある者は、除く。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>